天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則及び天理市消防団員等公務災害 補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

令和7年7月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第44号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則及び天理市消防団員等 公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する 規則

(天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成25年3月天理市規 則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

別表第4常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に 改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に改め る。

(天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部 改正)

第2条 天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (令和7年5月天理市規則第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

3 この規則の施行前にした行為に対する旧刑法第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されてい

る者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則第5条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第4の改正規定は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則 別表第4の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額につい て適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例によ る。